

運用指針

第2条 -イ

地権者、関係機関などへの提案および協議

関係機関との協議による中央分離帯構造の見直し



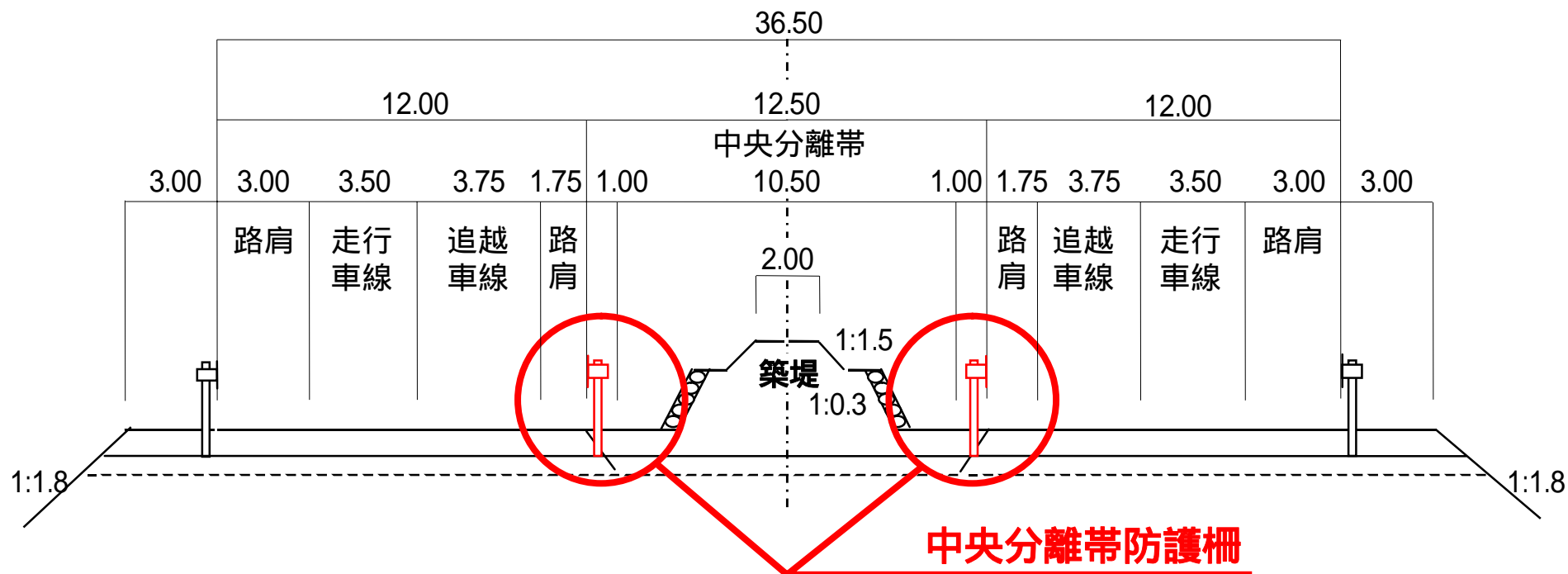
## 新名神高速道路中央分離帯防護柵の当初計画

- ・ 中央分離帯の防護柵については、NEXCOの要領 においては必要ないものとされている。
- ・ 警察との協議において、NEXCOの要領（分離帯幅員や中分築堤の有無）に関わらず、新名神高速道路の路線の重要性や道路規格の観点から、防護柵が必要との見解を受け、設置を計画。  
(対象延長 約2.0km)

「設計要領 第五集 交通安全施設編【防護柵設置要領】」P2より抜粋

2. 設置計画 2-1 設置区間

「2) 分離帯 分離帯幅員が10m以上ある場合には、防護柵を設置しなくてもよい。」(当該箇所は10.5m)



# 中分防護柵の設置見直しにおける協議経緯

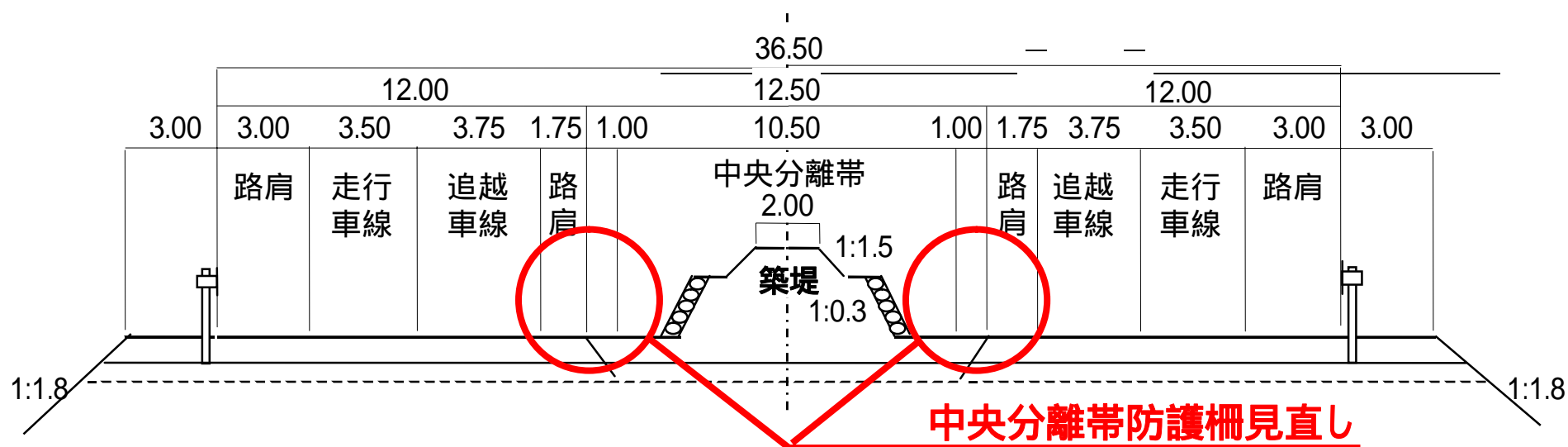
## 築堤区間における中央分離帯の防護柵について見直しを検討

### [取組内容] 見直しにあたり、関係機関(警察)との協議を実施

#### 関係機関との協議経緯

- H18.1 中央分離帯の構造と防護柵の計画(NEXCO要領では必要無し)を、再度、説明  
「新名神の重要性や道路規格を踏まえた場合必要性を感じる。現地確認の上判断したい」とのゼロ回答。
- H18.2 中分の築堤構造の施工事例(山陽道)を説明。
- H18.3~4 現地立会いを実施。
- H18.6 築堤施工箇所における防護柵見直しに対して、概成時に現地確認。
- H18.10~19.10 更に複数回の現地立会いを実施し、防護柵の設置を行わない計画に対して理解を得る。

### 築堤区間について、中央分離帯の防護柵見直しの同意を得る







## 経営努力要件適合性について

関係機関と協議を行い、同意を得て、**中央分離帯構造を見直し(防護柵から築堤盛土)**たことは、**会社の主体的な提案および協議**によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに該当

申請された会社の経営努力

中央分離帯の防護柵見直しによる材料費及び施工費の縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限る。)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. **地権者、関係機関などへの提案および協議**